

# 平成30年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月16日(金)から3月15日(木)までです

## ◆申告相談会の日程および場所

月日	曜日	時間	対象地区	会場
2月16日	金曜日	8:30～17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月19日	月曜日	8:30～17:00		
2月20日	火曜日	8:30～17:00		
2月21日	水曜日	8:30～17:00		
2月22日	木曜日	10:00～16:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室1(洋室)
2月23日	金曜日	9:00～15:00		

## ◆主な確定申告を必要とする方

- ・事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与と所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

## ◆申告相談にお越しの際には、次の物を持参してください

- 1 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)」または「納税者の通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー(カードを持参する必要はありません)
- 3 印鑑
- 4 平成29年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 5 生命保険料および地震保険料等の支払証明書
- 6 医療費控除の明細書等
- 7 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 8 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の領収書など
- 9 申告者本人名義の口座番号が分かるもの(還付金が発生した場合に必要です)

## ○平成29年分の確定申告から、医療費控除が一部変更されます。

### ①医療費控除の提出書類が変更されました。

- ・「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。
- ・「医療費の領収書」の提出および提示が不要となりました。(申告期限から5年間保存が必要)
- ・「医療費通知」を提出する場合は、明細書の記載や領収書の保管を省略できます。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書を添付することもできます。

### ②セルフメディケーション税制が創設されました。

- ・セルフメディケーション税制とは？

健康の維持増進と疫病の予防の取り組みとして、**一定の取り組み**を行う個人が平成29年1月1日以降に**スイッチOTC医薬品**を購入した場合、その年中に支払った合計額が1万2000円を超える部分の額(上限8万8000円)について、その分の所得控除を受けることができる制度です。

**一定の取り組みとは？** ⇒申告対象の1年の間に、次のいずれかを受けることです。

- 定期健康診断(事業主健診)  予防接種  がん検診
- 特定健康診査(メタボ健診)  健康診査(人間ドックなど)

※受けたことが分かる「領収書」または「結果通知書」が必要です。

### スイッチOTC医薬品とは？

これまで医師の処方箋がなければ使用できなかった医療用医薬品の中から、OTC医薬品(薬局やドラッグストアで販売されている、医師の処方を受けなくても購入できる医薬品)に転用された医薬品のことです。



- ・従前の医療費控除との併用はできません。どちらか一方を選択することになります。

お問い合わせ先：住民生活課 税務保険グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812